

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、清算法人指扇北土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
監事	遠藤彦男	埼玉県さいたま市西区大字中釘七百七番地
同	関根康	同 同 高木千三百四十五番地二
同	和久津一夫	同 同 清河寺九百八十九番地